

児童相談所に係る東京都との協議状況について

1 東京都との協議状況について

東京都から、今後の確認の進め方等について、下記のとおり提示があった。

平成32年度に設置を予定している3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）をモデル的確認実施区とし、3区の計画案確認作業を着実に実施することを優先する。その他の区へは、協議状況等を、その都度共有する。

◆主な確認事項

- 1 区における一貫した執行体制、計画内容の確認等
- 2 児童相談所及び一時保護所の設置について
設置時期、設置場所、施設規模、所要予算額、スケジュール
- 3 児童相談所及び一時保護所の運営について
所要人員、職員の確保及び育成方策、業務システムの構築、
夜間及び休日対応の体制確保等
- 4 児童相談所設置市の事務の執行体制について
児童福祉審議会の設置、児童福祉施設に関する事務等



共有された内容を踏まえ、台東区の設置検討に反映する。

2 台東区の進め方

現在、都との協議課題、特別区共通課題等への対応策を検討している。また、東京都児童相談センターへの職員派遣を行うなど、人材育成を進めている。今後、モデル的確認実施区の都との協議状況を確実に把握し、それを基に検討を進めていく。